

6次産業化に取り組む皆様へ！

平成28年度 6次産業化支援対策の 予算概算決定の概要



意欲ある農林漁業者等の皆様が主体となって6次産業化に取り組めるよう、多様な支援メニューを準備しています。

平成27年12月
食料産業局産業連携課
農林水産省

農林漁業の6次産業化とは・・・

- 農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組であり、農山漁村の所得の向上、雇用の確保を図る上で重要です。
- 具体的には、農林漁業者等が主体となって、自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取組や、既存の販売ルートではなく、直接消費者に販売するなどにより新たな販路を開拓していく取組などです。

目 次

6 次産業化支援対策等の概要	p 1
6 次産業化ネットワーク活動交付金	p 2
6 次産業化サポート事業	p 6
農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援	p 10
六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例 . . .	p 13

6次産業化支援対策等の概要

【平成28年度予算概算決定額：2,402(2,684)百万円】

- 地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者等の皆様が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組めるよう、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備しています。

6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要です。

商談会等開催支援 (※6次産業化サポート事業)

- 6次産業化事業者の販路拡大のための広域の商談会等の開催を支援。
〔補助率：定額〕

輸出・
海外展開

広域・全国展開

地域内での展開

新商品開発

構想 → 調査 → 試作品 → 販路開拓 → 決定 → 流通チャネル → 取引価格決定

市場への提供

生産体制確立 → 販売開始 → 事業拡大

付加価値の高い
農林水産物の生産

生産基盤の確立

6次産業化の準備・着手

事業展開

市町村・都道府県の6次産業化・地産地消推進協議会の開催及び6次産業化等に関する戦略の策定(更新)の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化・地産地消推進協議会において、農林水産物等の加工、学校給食等の地場食材利用拡大、農親連携による直売所を活用した多様な販売、医福食農連携による介護食品の導入等の6次産業化等に関する戦略の策定等を支援。〔交付率：定額〕

人材育成研修の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 都道府県又は市町村が、6次産業化に取り組む人材を育成するために行う、経営、マーケティング等の研修や6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を支援。〔交付率：定額〕

新技術の実証 加工適性のある 作物の導入支援

新商品開発の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 農林漁業者等や地域ぐるみの新商品の開発に必要な経費について支援。(地域ぐるみの場合、学校給食等のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等を含む。)

〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

- 加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組を支援。

〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

新商品開発の加工機械の整備支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 市町村の6次産業化戦略の下、地域ぐるみで行う新商品開発に必要な加工機械の整備を支援。
〔交付率：1/2以内、上限30百万円〕

販路開拓の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

加工・販売施設等の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化・地産地消法等の認定事業者を対象に、融資を活用した加工・販売施設等の整備を支援。〔交付率：3/10以内、上限額1億円〕

農林漁業成長産業化ファンド による出融資・経営支援 〔出資枠150億円、貸付枠50億円〕

- 6次産業化・地産地消法の認定事業者を対象に、農林漁業者等が主体となって、流通・加工業者等と連携する取組に対して出資等を実施。

6次産業化・新産業 の創出促進 (※6次産業化サポート事業)

- 農林漁業者等と異業種の事業者が連携して行う、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスの創出に関する事業化可能性調査を支援。
〔補助率：定額〕

- 農林漁業者等や地域ぐるみの販路開拓に必要な経費について支援。(地域ぐるみの場合、学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等の取組を含む。)

〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

<6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス>

都道府県で取り組む事業者向けの支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを実施。

広域で取り組む事業者向けの支援 (※6次産業化サポート事業)

<全国的な普及推進活動>

6次産業化ネットワーク活動の全国推進 (※6次産業化サポート事業)

- 6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーの開催を支援。

6次産業化情報提供支援 (※6次産業化サポート事業)

- 各地の6次産業化の取組を紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援。

6次産業化ネットワーク活動交付金

【2, 033(2, 331) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、地域の創意工夫を生かしながら、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を支援します。
- ・また、市町村が、農林漁業、商工、金融等の幅広い関係者が参画した推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(4.7兆円(平成25年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(1.9兆円(平成25年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金 1, 223(813) 百万円
 - (1) 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化戦略の策定(更新)や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。
 - (2) 都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・製造、販路開拓等の取組を支援します。
 - (3) また、市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)に沿って、市町村等が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新技術の実証、新商品の開発(学校給食等のメニュー開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等を含む。)、販路開拓(学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等を含む。)等の取組を支援します。

交付率：都道府県、市町村への交付率は定額

(事業実施主体へは定額、1/3以内)

[市町村戦略に基づく取組へは1/2以内]

事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金 811(1, 518) 百万円

- (1) 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。
- (2) また、市町村戦略に沿って、市町村等(六次産業化・地産地消法に位置付けられた促進事業者を含む。)が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等の取組に必要となる加工機械等の整備に対して支援します。

交付率：都道府県、市町村への交付率は定額

(事業実施主体へは(1)は3/10以内、

(2)は1/2以内)

(交付金上限額：(1)は1億円、(2)は30百万円)

事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課(03-6744-2063)]

6次産業化ネットワーク活動交付金

【平成28年度予算概算決定額 2,033(2,331)百万円】

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、**都道府県**及び**市町村**段階に、**行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関**で構成する**6次産業化・地産地消推進協議会**を設置し、**6次産業化等に関する戦略を策定（更新）**する取組に対して、講師謝金、講師旅費、資料印刷費、戦略に関する交流会開催費等を支援します。

〔交付率:定額〕



（戦略会議の開催）

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

（構成メンバー）

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

（注）構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。



市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、**経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修及び6次産業化事業体等へのインターンシップ研修**といった、実践的な研修を実施する取組に対して、講義実施費（会場費、テキスト作成費、講師謝金、講師旅費等）、インターンシップ研修費（受入事業者謝金、研修生保険料等）を支援します。

〔交付率:定額〕



<事業者タイプ>

農林漁業者等の皆様が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備等を支援します。

生産基盤の確立

加工適性のある作物を導入したい。



・新商品開発に向けて、加工適性のある作物を導入する際の**技術習得のための講習会参加費、試験栽培等に要する資材費等**を支援します。

(交付率: 1/3 以内。市町村戦略に基づく取組は 1/2 以内。)

6次産業化の準備・着手

新商品開発や販路開拓に取り組みたい。



・新商品の試作品やパッケージデザインを開発するための**人件費、資材購入費、成分分析等検査費等**を支援します。

(交付率: 1/3 以内。市町村戦略に基づく取組は 1/2 以内。)

事業展開

(注)「新商品」とは、
①商品そのものが新しい
②原料が新しい
③製法が新しい
のいずれかを満たせば該当します。

事業を本格的に展開したいので、加工施設等の整備や資金の調達をしたい。



・新商品の消費者評価を行うために必要な**試食会等評価会の会場借料費、商談会等への出展費等**を支援します。

(交付率: 1/3 以内。市町村戦略に基づく取組は 1/2 以内。)

・6次産業化等の事業展開に必要な**農林水産物の加工・販売施設等の整備**を支援します。



(要件等については、下欄に記載)

・農林漁業者等の皆様が主体となって、**流通・加工業者等と連携して行う6次産業化の事業活動に対して出資等**により支援します。

(詳細は「農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援」P10に記載)

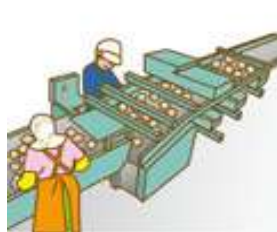
都道府県のサポート機関

(事業の発展段階に応じて、6次産業化プランナーを派遣)

事業者タイプにおける加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う取り組みが対象です。(六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法の内容については、P14に記載)

支援対象施設等の例



(選別・選果用機械)



(加工機械)



(農産物直売所)

交付金の算定方法

交付率: 3/10 以内
交付金上限額: 1億円
※交付金額については以下①～③の一番低い額の範囲内とします。
①事業費 × 3/10
②融資額
③事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額
「算定例」
1億円の加工施設を、5,000万円の融資、1,000万円の地方公共団体等からの助成を受けて整備する場合、
①が3,000万円(1億円(事業費) × 3/10)
②が5,000万円(融資額)
③が4,000万円(1億円(事業費) - 5,000万円(融資額) - 1,000万円(助成額))
となりますので、一番低い額の3,000万円が交付金の額となります。

※6次産業化の取組に必要な生産施設(ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等)の整備も支援対象となります。

<地域タイプ>

市町村戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

加工品が競合しているので、新しい商品を作ってブランド化し、大きな事業を展開したい…。でも、自分だけでやるのは難しい…。



地域資源が豊富なので、6次産業化で地域おこしをしたい…。でも、小規模な農林漁業経営が多く、地域でまとまって取り組んでもらいたい…。

学校給食や病院、福祉施設で地場食材の利用を拡大をしたい。



直売所におけるインバウンド等需要をターゲットとした新商品の開発や販売を拡大したい。



スマイルケア食(新しい介護食品)の商品開発や導入実証、普及をしたい。



・市町村等が、**地域ぐるみで新商品開発**等を行う場合、**材料費、成分分析等検査費等**を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

・また、市町村等(六次産業化・地産地消法に位置づけられた促進事業者を含む。)が地域ぐるみで新商品を開発するための**加工機械等**の整備を支援します。〔 交付率:1/2以内、交付金上限額:30百万円 〕



(地域特産の高糖度トマトを活用したトマトソースの試作品開発のための機械)

・市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において、**学校給食関係者、病院・福祉施設等の関係者が参画**し、学校給食等における地場食材の利用拡大の取組方針や目標等を策定した上で、その目標達成に向けて行う、

- ① 地場食材の**生産量や需要量等**の調査、**研修会**の開催
 - ② **メニュー・加工品開発**
 - ③ 学校給食における**新メニューの導入実証**
- などの取組を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(メニュー・加工品開発)

・市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において、**直売所関係者や観光事業者等が参画**し、直売所の売上げ向上に向けた取組方針や目標等を策定した上で、その目標達成に向けて行う、

- ① 直売所の**運営体制強化**に向けた検討会の開催
 - ② **インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催**
 - ③ 直売所と観光事業者等との**ツアー等の企画**
- などの取組を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(新商品開発)

・市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において、**地域の食品事業者や大学・介護施設等の関係者が参画**し、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等の取組方針や目標等を策定した上で、その目標達成に向けて行う、

- ① スマイルケア食の**開発**
 - ② **配食サービス等の実証**
 - ③ スマイルケア食普及のための**セミナー開催**
- などの取組を支援します。〔 交付率:1/2以内 〕



(スマイルケア食開発)

※ 新商品開発に向けた加工適性のある作物導入について、地域ぐるみで実施する場合も、技術習得のための講習会参加費、試験栽培等に要する資材費等を支援します。(交付率:1/2以内)

6次産業化サポート事業

【369（320）百万円】

対策のポイント

6次産業化の取組拡大に向け、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援します。

＜背景／課題＞

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を全国的に推進することが必要です。
- ・このため、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等をきめ細かくサポートできる人材の選定・派遣、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供や啓発セミナーの開催等を行うとともに、地場食材を活用した介護食品（スマイルケア食）等の取組を拡大するための支援等を行います。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(4.7兆円(平成25年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(1.9兆円(平成25年度)→3.2兆円(平成32年度))

＜主な内容＞

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、以下の取組を実施します。

1. 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援 159（114）百万円
広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。
2. 商談会等開催支援 49（49）百万円
6次産業化事業者の販路拡大のため、広域の商談会等の開催を支援します。
3. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進 18（18）百万円
地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実施モデルの作成等を支援します。
4. 6次産業化情報提供支援 8（8）百万円
各地の6次産業化の取組等を調査し、6次産業化の関係者に対し、定期的に紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援します。

5. 6次産業化・新産業の創出促進 60（60）百万円
農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。
6. 6次産業化促進技術対策 26（16）百万円
異業種連携による新商品開発の促進に寄与するため、農林漁業者等や異業種の事業者等が参画するセミナー・相談会の開催や、食品の機能性の研究者等を紹介するデータベースの整備を支援します。
7. 食材開拓フェア等開催支援 7（7）百万円
広域的に利用が進んでいない地域食材を開拓し、外食・中食事業者等に向けた、利用促進のための産地懇談会や都市部での食材開拓フェアの開催を支援します。
8. 国産食材利活用情報提供支援 7（7）百万円
利用が進んでいない地域食材の事例を調査し、産地・食材加工情報等を取りまとめ、外食・中食事業者等に向けて情報提供を行う取組を支援します。
9. 地場産食材を活用した栄養改善等の取組の推進 34（－）百万円
地場産食材を活用した低栄養の予防を含めた栄養改善のための事業者の取組等を推進するため、優良事例の収集、研修会等の開催、栄養改善のための食品の普及状況等の調査の実施やその結果等の発信を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

（ お問い合わせ先：
1～4の事業 食料産業局産業連携課 （03-6744-2063）
5～6の事業 〃 知的財産課 （03-6738-6442）
7～8の事業 〃 食文化・市場開拓課 （03-6744-7177）
9の事業 〃 食品製造課 （03-6744-2249）

6次産業化サポート事業

【平成28年度予算概算決定額 369(320)百万円】

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、6次産業化プランナーによる個別相談、農林漁業者等と流通業者等との商談会、優良事例の収集、情報提供等を支援します。

マーケティングや品質管理など、専門性の高い分野について、アドバイスを受けたいなあ...

6次産業化の取組で開発した新商品の販売先を見つけたいなあ...

6次産業化の取組を更に進めるため、参考となる事例がほしいなあ...

農林漁業者



6次産業化プランナー



このような方々のために、以下の支援メニューを用意しています。

1. 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する個別相談支援

都道府県域を超えるなど広域で事業を展開される方や、専門分野に関するアドバイスが必要な方に対して、**「6次産業化中央サポートセンター」**から**6次産業化プランナー**を個別に派遣します。

(個別相談例)

- ・六次産業化・地産地消法にもとづく総合化事業計画の策定のアドバイスや取組のフォローアップを行います。
- ・販路開拓やブランディング等の専門分野に関するアドバイスを行います。



2. 農林漁業者等と流通業者等との商談会の開催

商談会を複数の地域で開催し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している**農林漁業者等と流通業者等とのマッチング**の機会を作ります。



(参考)平成27年度の開催場所・時期

青森市(11/10~11)、名古屋市(1/25~26)、鹿児島市(10/20~21)

3. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進

多様な事業者が参画した先進的な取組を全国的に展開していくため、

- ① 6次産業化の関係機関を対象とした**情報交換会**の開催
- ② **実践モデルの作成**やこれを活用した農林漁業者向けの**啓発セミナー**の開催
- ③ 優良事例の収集・分析、**優良事例発表会**の開催等を行います。

【平成26年度表彰事例】

みかんの糖度・味にこだわった高付加価値

みかんジュースを開発し、高級百貨店等で販売。



4. 6次産業化情報提供支援

6次産業化に関する施策やその効果の普及啓発のため、**情報誌(6チャンネル)**、**ホームページ**、**メールマガジン**により取組などを紹介します。

5. 事業化可能性調査

農林漁業者等と異業種の連携により開発される新商品や新たなサービスについて**市場調査等を実施し、事業化可能性の整理・分析**を支援します。

研究



支援

事業化

研究段階を終えた後の事業化の前段階を支援

6. 6次産業化促進技術対策

異業種連携による新商品開発の促進に寄与するため、農林漁業者等や異業種の事業者等が参画する**セミナー・相談会の開催**や、食品の機能性の**研究者等を紹介するデータベースの整備**を行います。



新産業創出のための異業種連携を推進する取組を支援

7. 食材開拓フェア等の開催

外食・中食事業者等が、新たなメニュー開発や商品開発等を行うための機会を設けるため、産地での**懇談会**や都市部での**食材開拓フェア**を開催します。

産地懇談会



食材開拓フェア



8. 国産食材利活用情報の提供

外食・中食に適した地域食材を調査し、**外食・中食事業者等に向けて**、利用促進のための**情報提供**を行います。

地域食材の情報



外食・中食に活用



9. 地場産食材を活用した栄養改善等の取組の推進

地場産食材を活用した低栄養の予防を含めた**栄養改善のための事業者の取組等を推進するため**、**優良事例の収集、研修会等の開催、栄養改善のための食品の普及状況等の調査の実施やその結果等の発信**を支援します。

- ・栄養改善ビジネスに関する情報の提供・発信
- ・スマイルケア食(新しい介護食品)に関する優良事例収集や研修会、全国アンケートの実施

農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援（財投資金）

対策のポイント

農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を推進することが必要です。
- ・このため、(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を通じて、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(4.7兆円(平成25年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(1.9兆円(平成25年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

出資枠 150億円

貸付枠 50億円

(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者を新たに出資対象に追加するなど、A-FIVEの直接出資も積極的に活用します。

〔事業実施主体：株式会社農林漁業成長産業化支援機構〕

[お問い合わせ先：食料産業局産業連携課 (03-6744-2076)]

農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援

【出資枠 150億円 貸付枠 50億円】

農林漁業者等の皆様が主体となって、流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対して、出資等による支援を行います。

生産から加工品の製造・販売まで一体的な事業を展開したい！



原料を安定的に確保できるようにして、商品の販路拡大に取り組みたい！

このような課題を持つ農林漁業者等や製造事業者等の皆様が、6次産業化に組みやすくなるため、**ファンドによる出資等の支援**を用意しています。

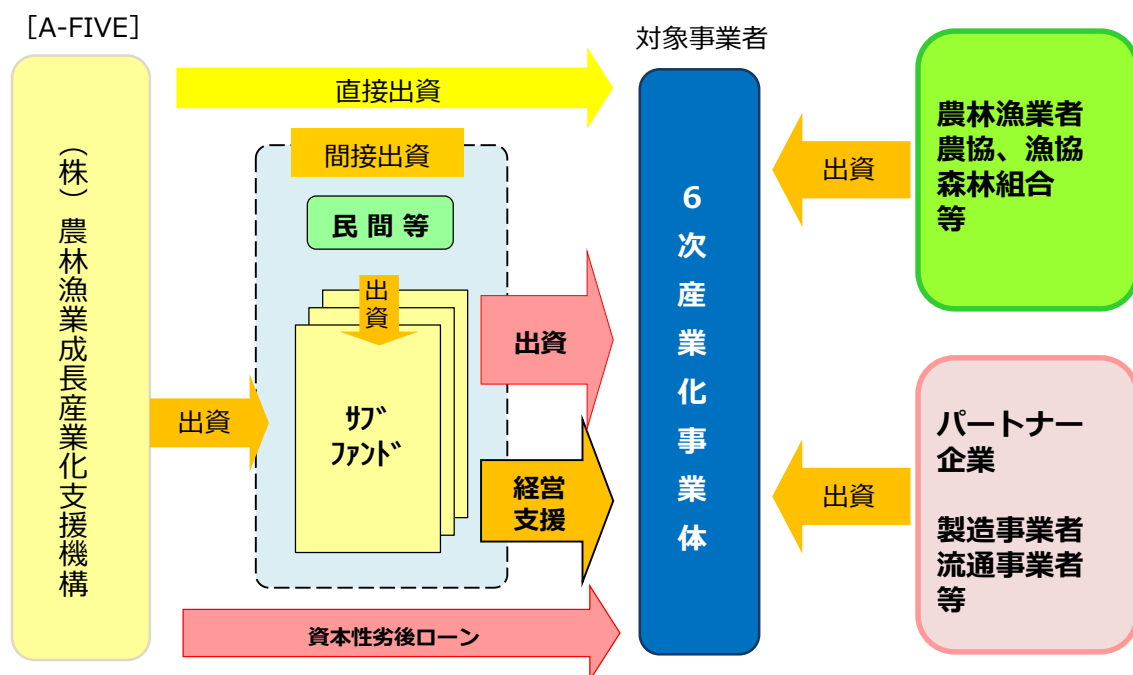
また、出資を受けた事業体は、民間金融機関等からの借入がしやすくなる、**資本金劣後ローンの利用が可能**です。

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を作成し、国の認定を受けた6次産業化事業体が支援の対象です。
※出資にあたっては、同計画の認定とともに、サブファンド等による事業計画・資金計画等の審査が必要です。

ファンド活用のメリット

- ◆ 出資等の期間は**最長 15 年間**。
- ◆ 経営に必要な用途であれば、**自由に使用が可能**（設備投資、運転資金等）。
- ◆ **自己資本の充実**により、**更なる民間融資等の活用が可能**。

【農林漁業成長産業化ファンドによる資金・支援の流れ】



*** ファンドの出資等に関しては、全国各地にあるサブファンドにお問い合わせ下さい。***

サブファンドの連絡先は、<http://www.a-five-j.co.jp>を御覧下さい。

もしくは、各種検索エンジンで「A-FIVE」と検索して下さい。

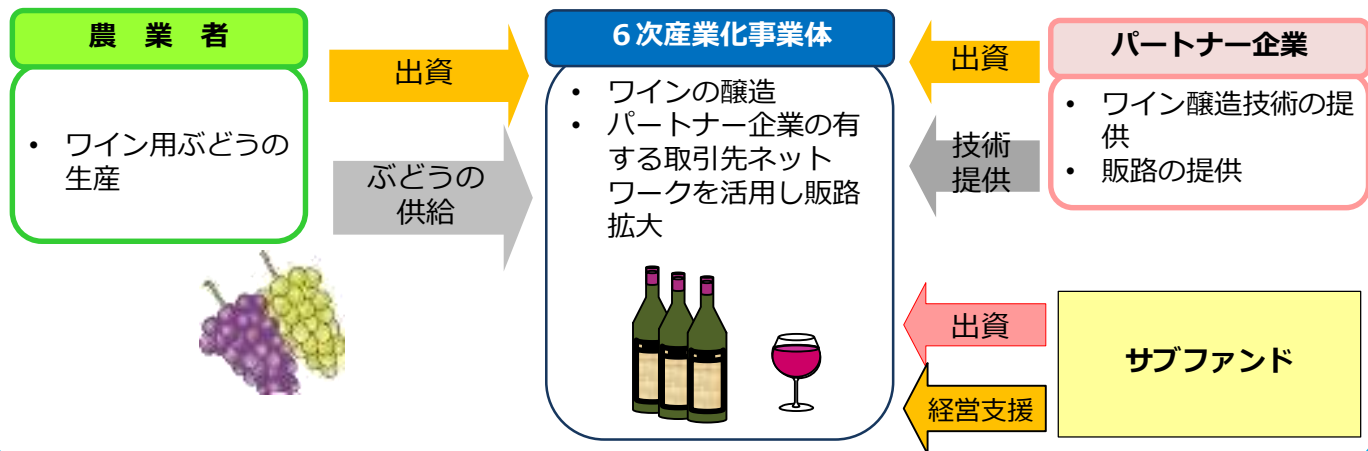
A-FIVE

検索

ファンドを活用した6次産業化事業の例

●ワインの醸造・販売事業

ぶどう生産者がワインメーカーと連携し、ファンド出資を受けた新会社において、パートナー企業の販路を活用したホテル・百貨店等の高単価マーケットへの販売を通じ、高品質ワインのブランド構築を目指す事業を展開。



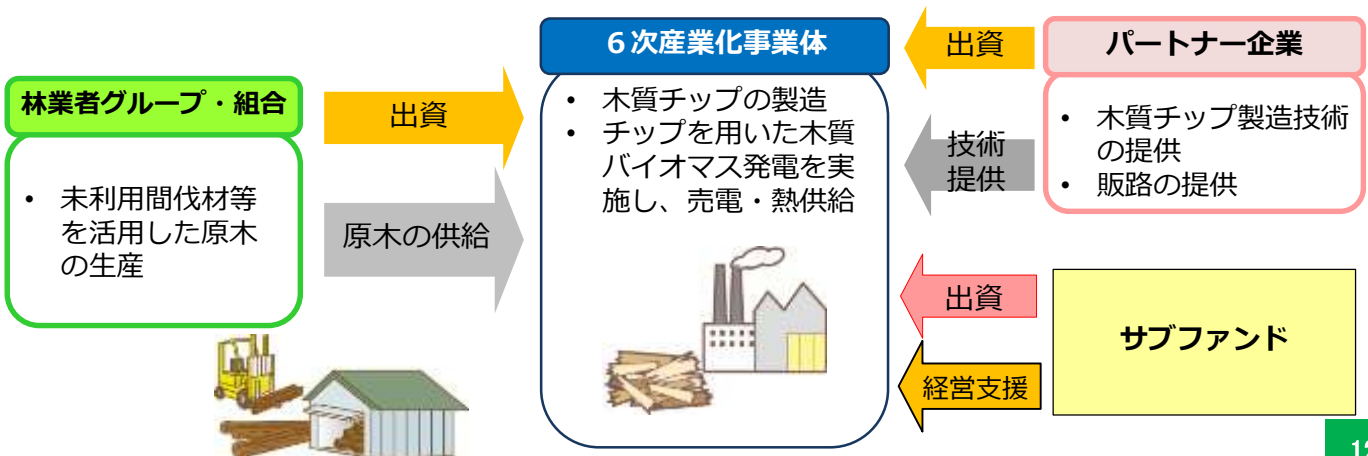
●新規需要米を主原料としたパンの製造販売事業

既に加工技術等のノウハウを持つ農業者が、ファンド出資を受けた新会社において、パンの製造加工施設を整備し、地域の他の農業者とも連携して、米を主原料に製造したパンの新たな販路開拓を目指す事業を展開。



●木質バイオマス発電事業

林業者グループが木質チップ製造事業者と連携し、ファンド出資を受けた新会社において、未利用間伐材から製造する木質チップを活用したバイオマス発電所を設置し、売電・熱供給を行う事業を展開。



六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例

六次産業化・地産地消法による認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等及び促進事業者、農商工等連携促進法による認定を受けて農商工等連携促進事業に取り組む方は、以下の資金について特例措置を受けることができます。

加工施設を整備して、農産物の加工などに取り組みたいが、いい融資はないかなあ…。



総合化事業計画の認定を受けた認定事業者等の方々は、農業改良資金等で償還期間の延長等の特例措置を受けられます。

資金名：農業改良資金

金利：無利子

償還期限：通常10年以内が特例で12年以内に延長。

据置期間：通常3年以内が特例で5年以内に延長。

限度額：個人 5,000万円

限度額：法人・団体 1億5,000万円

お問い合わせ先：(株)日本政策金融公庫、農協等



資金名：林業・木材産業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内が特例で12年以内に延長。

据置期間：通常3年以内が特例で5年以内に延長。

限度額：【林業】個人 1,500万円、会社 3,000万円

限度額：【林業】団体 5,000万円

限度額：【木材産業】1億円

お問い合わせ先：都道府県



資金名：沿岸漁業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常の貸付けより1年又は2年延長。

据置期間：通常の貸付けより1年又は2年延長。

限度額：貸付内容により、限度額が異なります。

お問い合わせ先：都道府県、漁協



- 農林漁業者等の皆様が6次産業化に取り組む計画(総合化事業計画(5年以内))を作成した場合、農林水産大臣の認定を受けることができます。

○ 総合化事業とは、以下のいずれかに該当するものです。

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

※認定要件

次の2つが満たされることが必要です。

- ・ 農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
- ・ 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了時は黒字となること

- 総合化事業計画の認定は、地方農政局等で毎月行っていますので、お近くの地方農政局等までご相談ください。

自ら新商品を開発・販売して売上を向上！
総合化事業計画の認定を受けて支援策を活用！



農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定について

- 農林漁業者等の皆様が中小企業者と農商工連携に取り組む計画(農商工等連携事業計画(5年以内))を作成した場合、農林水産大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができます。

○ 農商工等連携事業とは、以下の基準に該当するものです。

- ・ 農林漁業者等と中小企業者とが有機的に連携して実施する事業であること
- ・ それぞれの経営資源を有効に活用したものであること
- ・ 新商品又は新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること

※認定要件

次の2つの指標が5年間で5%以上増加することが必要です。

- ・ 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計)
- ・ 売上高(中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高)

- 農商工等連携事業計画の認定は、地方農政局等及び地方経済産業局で年間3回(7月、10月、2月)行っていますので、お近くの地方農政局等及び地方経済産業局までご相談ください。



中小企業者と連携した新商品の開発・販売で売上を向上！
農商工等連携事業計画の認定を受けて支援策を活用！

6次産業化の推進に関する相談窓口

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル 電話番号：011-330-8810	〔担当都道府県〕 北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話番号：022-221-6402	〔担当都道府県〕 青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号：048-740-5341	〔担当都道府県〕 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話番号：076-232-4233	〔担当都道府県〕 新潟県、富山県、 石川県、福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話番号：052-223-4619	〔担当都道府県〕 岐阜県、愛知県、 三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 電話番号：075-414-9101	〔担当都道府県〕 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話番号：086-224-9415	〔担当都道府県〕 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話番号：096-211-9319	〔担当都道府県〕 福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食品・環境課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号：098-866-1673	〔担当都道府県〕 沖縄県

※また、地方支局においても相談を受け付けておりますので、併せてご活用ください。

■ 本省のお問い合わせ先：食料産業局産業連携課（電話番号：03-6738-6473）

■ 6次産業化に関するホームページ

【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。

もしくは各種検索エンジンで「6次産業化」と検索してください。